

令和6年度		業 務 仕 様 書 (三重県防災行政無線運営協議会)
履行場所	津市芸濃町河内地内 芸濃中継所	
業務名称	芸濃中継所巡視点検路整備	
履行期間	契約の日から令和7年3月21日まで	
委託の概要		
芸濃中継所巡視点検路の安全対策整備 一式		

設計内訳表					摘要			
費目	工種	種別	細別	単位		数量	単価	金額
請負工事費								
工事価格								
工事原価								
直接工事費								
巡視路整備				式	1			第 0001 号 明細表
直接工事費計				式	1			
間接工事費								
共通仮設費				式	1			
(純工事費計)				式	1			
現場管理費				式	1			
間接工事費計				式	1			
工事原価計				式	1			
一般管理費等				式	1			
工事価格計				式	1			
消費税及び地方消費税相当額				式	1			
請負工事費計				式	1			

第 0001 号 明細表

巡視路整備

1 式

(上段 : 前 回 下段 : 今 回)

名称	規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
巡視路整備						
ワイヤ手摺		m	40			
単管手摺		m	130			
砂利パック		個	8			
計						

芸濃中継所巡視点検路整備 仕様書

1 適用

本仕様書は、三重県防災行政無線運営協議会（以下「発注者」という。）が発注する芸濃中継所巡視点検路整備に適用する。

2 履行場所

津市芸濃町河内地内 芸濃中継所

3 履行期間

契約の日から令和7年3月21日まで

4 業務概要

芸濃中継所の巡視点検路について手摺設置等の安全対策整備を行う

5 巡視点検路

錫杖湖横道路から山頂への山中巡視点検路

- （1）高低差75m程度、延長190m程度
- （2）擬木階段設置済み
- （3）巡視路に沿って低圧電線埋設あり
- （4）急傾斜地であり重機使用不可。

6 整備内容

整備内容は以下を基本とするが、発注者と協議し現地の状況に合わせて最適な工法で安全対策を行うものとする。

（1）単管手摺

巡視点検路に沿って単管により手摺を設置する。

130m程度

（2）ワイヤ手摺

巡視点検路に沿って単管とワイヤにより手摺を設置する。

40m程度

（3）埋設物

巡視路に沿って低圧配電線が埋設されているので杭打ち込み等により損傷させないように施工すること。

（4）整地

中間地点を金属網に砂利等を詰めた袋等の流失されにくい工法で整地すること。

7 関係法規等の遵守

受注者は、この委託業務の実施にあたり、この仕様書に定めるもののほか関係法令の規定を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれを履行するものとする。

8 提出書類

受注者は、以下の提出書類を遅延なく発注者に提出すること。

(1) 作業計画書 1部

受注者は施工内容の分かる計画書を作成し発注者へ提出するものとする。

(2) 作業報告書 1部

受注者は施工内容の分かる図面・写真等を取りまとめた報告書を発注者に提出するものとする。

(3) その他発注者の求める書類について、その都度提出すること。

9 施工管理

(1) 受注者は、作業を実施するにあたり、あらかじめ発注者に作業その日程表を提出するものとします。なお、作業を開始、終了する際はその旨を発注者に連絡するものとする。

(2) 受注者は、作業計画書と異なる施工を行う場合は、発注者と協議のうえ施工するものとする。

(3) 受注者は、作業中に発注者の設備に損傷を与えたときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修復するものとする。

(4) 受注者は、発注者の許可なく樹木にロープの固定や伐採等を行わないこと。

10 その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方で協議のうえ決定するものとする。

(2) 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について

ア 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。

ウ 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

芸濃中継所手設置参考図

